

新宿区教育委員会会議録

平成23年第7回定例会

平成23年7月1日

新宿区教育委員会

平成23年第7回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成23年7月1日(金)

開会 午後 2時02分

閉会 午後 3時28分

場 所 新宿区役所6階第2委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	松 尾 厚	委員長職務代理者	熊 谷 洋 一
委 員	菊 池 俊 之	委 員	白 井 裕 子
委 員	羽 原 清 雅	教 育 長	石 崎 洋 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	蒔 田 正 夫	中 央 図 書 館 長	野 田 勉
参 事			
教 育 調 整 課 長	小 池 勇 士	教 育 指 導 課 長	工 藤 勇 一
事 務 取 扱			
教 育 支 援 課 長	齊 藤 正 之	学 校 運 営 課 長	本 間 正 己
副 参 事	向 隆 志	統 括 指 導 主 事	横 溝 宇 人
統 括 指 導 主 事	小 坂 和 弘	統 括 指 導 主 事	長 田 和 義

書記

教育調整課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 調 整 課 主 査	安 川 正 紀
教育調整課管理係	高 橋 和 孝	教 育 調 整 課 主 査	

## 議事日程

### 議案

日程第1 議案第51号 新宿区幼稚園教育職員の旅費支給規則の一部を改正する規則

### 報告

- 1 幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校における放射線量等の測定について  
(学校運営課長)
- 2 東日本大震災に伴う節電対策について (教育調整課長)
- 3 平成23年第2回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について  
(次長)
- 4 新宿区立女神湖高原学園指定管理者の平成22年度管理運営業務に係る事業評価報告書について (教育支援課長)
- 5 第1回教育環境検討協議会について (副参事「学校適正配置等担当」)
- 6 その他

---

◎ 開 会

○松尾委員長 ただいまから平成23年新宿区教育委員会第7回定例会を開会します。

本日の会議には、現在、菊池委員がおくれるという連絡を受けておりますが、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、白井委員にお願いいたします。

---

◎ 議案第51号 新宿区幼稚園教育職員の旅費支給規則の一部を改正する規則

○松尾委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第51号 新宿区幼稚園教育職員の旅費支給規則の一部を改正する規則」を議題とします。

説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、第51号議案でございます。

議案概要をご覧ください。第51号議案 新宿区幼稚園教育職員の旅費支給規則の一部を改正する規則で、改正理由は、幼稚園教育職員新職設置に伴い関係規定を整備する必要があるためです。

改正内容は、2点ございます。

まず1点が職名の改正ということで、新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部改正によりまして、「教頭」が廃止され「副園長」が設置された、これに伴う職名の表記を改正しております。

2点目が別表の改正ということで、新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正において、給料表が先ほどの職の新設に伴いまして、3級制から4級制に改正されました。これに伴いまして行政職の等級に相当する改正を行ったということで、議案の新旧対照表をご覧くださいと思います。

新旧対照表、現行のところの一番下の表をご覧くださいますと、教育職員給料表の職務の級ということで、行政職が1から8級までありまして、右側の幼稚園教育職員給料表が1級から3級まで細かく規定がございます。改正案は左側の表になります。行政職の1から8級に対して幼稚園教育職員給料表1から4級まで振り分けるということで、特に旅費のうちの日当ですとか宿泊料、こういったものでこの区分の金額が変わってくるということでござい

ます。

ちなみに、こちらの改正案の行政職給料表1のところの1から5級、そして6、7級、8級と区分がございますが、行政職で言いますとこの1から5級というのが一般職と係長級の職、6級と7級が課長級の職、8級が部長級の職ということになります。

一方、右側の幼稚園教育職員給料表ですが、こちらの1から2級というのが教諭と主任、3級が副園長、4級が園長ということで、それぞれ行政職に対応した形での給料表の改正を行うというものでございます。

議案の概要にお戻りいただきまして、適用日ですが、改正後の規定は平成23年4月1日から適用する、施行日は公布の日から施行するというところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○松尾委員長 説明が終わりました。

議案第51号について、御意見、御質問をどうぞ。

いかがでしょうか。

特に御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了いたします。

議案第51号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○松尾委員長 議案第51号は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

- 
- ◆ 報告1 幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校における放射線量等の測定について
  - ◆ 報告2 東日本大震災に伴う節電対策について
  - ◆ 報告3 平成23年第2回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について
  - ◆ 報告4 新宿区立女神湖高原学園指定管理者の平成22年度管理運営業務に係る事業評価報告書について
  - ◆ 報告5 第1回教育環境検討協議会について

○松尾委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

報告1から報告5について一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

○学校運営課長 まず私から、報告1 幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校における放射線量等の測定について、御報告いたします。

放射線等に対する区民の不安についてですが、区民の安心感に資するために、その方法として放射線量等の区独自の測定ということがございます。区の放射能影響等対策部会の決定を受けまして、幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校における放射線量等の測定について、下記のとおり実施しているところがございます。

1番、大気中の放射線量の測定です。

(1) 測定の対象ですが、区立の幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校は、全園、全校で実施いたします。私立の幼稚園、小学校、中学校につきましては、希望する園・学校において実施するということがございます。

(2) の測定箇所及び方法ですが、各校・園とも、校庭、砂場、雨水排水溝及びプールサイドの4カ所を基本とします。各箇所の地上5センチメートル及び1メートルの地点で計測します。

(3) 測定の体制ですが、測定者は区の職員です。環境清掃部生活環境課または健康部衛生課の職員、及び教育委員会事務局学校運営課または教育調整課の職員が、班を構成して測定します。

測定の時期ですが、もう既に始まっておりまして、6月28日から7月22日まで実施します。詳細は別紙の3ページのとおりです。

(5) 測定結果の公表ですが、測定の翌日に新宿区公式ホームページで公表するというところで、既に測定済みのところについては公表はされております。

2、プール水の放射性物質の検査測定です。

測定の対象は屋外プールで、区立小学校28校、区立中学校10校です。また、私立中学校の2校もあわせて実施いたします。

測定箇所及び方法です。プール水を循環させた状態で、プールの表層水を1地点、1リットル採取するということです。

測定者は、環境モニタリング研究所に委託いたします。測定者がプール水を採取し、測定者の検査機関へ持ち込み、検査測定をいたします。

採取の時期ですが、昨日の6月30日に実施しております。それが第1回目で、第2回目は8月中旬以降、2学期開始前に1日実施する予定です。

測定結果の公表ですが、速報値の段階で学校あて連絡をします。来週ぐらいの予定でおり

ます。確定値が出た段階で、新宿区公式ホームページで公表する。これは再来週ぐらいの予定です。

3番が、砂場の砂の放射性物質の検査測定です。

測定の対象は、新宿区内で8カ所ぐらいを指定しております。その中で、幼稚園は2カ所、牛込仲之幼稚園、戸塚第一幼稚園でございます。

測定箇所、方法ですが、各幼稚園砂場の中心部1カ所から、5センチメートル程度の深さの砂を10平方センチメートル、500グラム程度採取する。採取後、検査機関で測定し、5日前後で速報値が、10日前後で測定結果が出るということでございます。

測定の体制は、所管はみどり公園課ですが、委託いたしまして環境モニタリング研究所で行います。

採取の時期ですが、7月7日木曜日を予定しております。

最後に、2枚目の裏です。参考に、給食用の食材料の産地公表について御報告をいたします。

公表対象校ですが、現在のところ、すべての小・中・特別支援学校で実施しております。

公表対象食品ですが、野菜、くだもの、肉、魚、牛乳、その他把握できるものは公表しております。

公表方法です。校内に掲出してあります。例として、給食サンプルケースの近くに表示などをしていると、こういう状態でございます。

以上で御報告を終わります。

○教育調整課長 それでは、報告2につきまして、私から御報告申し上げます。

東日本大震災に伴う節電対策ということで、3件に分かれております。

まず、東日本大震災に伴う節電対策ということで、6月1日付で各小・中学校長、園長あてに送っている通知です。リードのところがございます、東日本大震災の影響に伴って夏季期間について厳しい電力不足が見込まれている。こうした中で、区では東日本大震災被害者支援等の対策本部において、別紙写しのとおり、区全体として15%以上の節電に取り組むことを決定したということで、その次のペーパーですと、東日本大震災被災者支援等対策本部長名の通知が出ています。そして、その次に具体的な区全体での取り組みが書かれています。この決定を受けまして、教育委員会として各学校に通知を出したのが、1枚目の資料ということですが、

1枚目にお戻りいただきまして、内容といたしましては6点ございます。

まず1点目が、契約電力の変更ということで、養護学校を除く全小・中学校について、現行の契約電力を10%削減する。これによって、ピークカットを図るということです。

2点目が、夏季休業中の取り組みということで、夏季休業中の期間における教室については、補習等やむを得ない場合を除き、原則として使用しないこととして、教職員は職員室及び事務室で執務する。従来、教室で執務するケースが見られたわけですが、なるべく夏季休業中につきましては、集中的に部屋を使うということです。

3番として、空調・照明機器の節電ということで、こちらにつきましては運転時間の徹底、また冷房設定温度は28度以上、この設定に努めるということと、(2)で照明器具については極力消灯し節電に努めるということとあわせて、教室についても自然光が採光できる窓については、極力消灯に努めるというようなところを触れています。

4番としては、施設運用に係る節電ということで、開放の関係ですが、ナイター設備のある学校、具体的に言いますと牛込三中、西早稲田中ですが、この夜間利用を1週間を単位として輪番として休止する。この輪番によって節電効果を上げていくという内容です。

裏面にまいりまして、節電を図る主な設備ということで、これは先ほどの本部決定の中にもありました電気式陶芸窯といったものの使用は夜間のみにするということとございます。

最後の6番目、管理諸室、職員室ですとか事務室が該当しますが、その電気機器の使用制限ということで、記載のとおり、電気ポットをはじめこういった器具につきましては極力使用を控える。また、照明器具につきましても、原則1台おきに点灯するというような内容です。これを6月1日に、各学校長、園長あてに通知しております。

次に、2点目が4枚目の資料です。一斉メール配信システムを活用した節電の呼びかけということで、先ほどの本部会議の第2弾として打ち出された施策です。これにつきましては、その次に保護者向けのチラシがっておりますので、そちらで御説明申し上げます。

左肩に保護者の皆様へと、教育委員会名で出しております。リードの2段目、こうした節電対策の一環として、区は低炭素社会戦略センター、これは文部科学省の外郭団体になりますが、これが構築した「節電呼びかけシステム」に参加して、電力供給余力が逼迫した場合には、区民の皆様に対しても節電の呼びかけを実施するという、区全体としてそういう話になりました。教育委員会としても、大規模停電が懸念される節電対策の重要性にかんがみて、既にご致します一斉メール配信システムを活用いたしまして多くの区民の皆様にも節電を呼びかけるということとございます。

1の実施内容につきましては、この低炭素社会戦略センターが発令する節電予報・警報、

これを一斉メール配信システムを通じて各家庭に呼びかけるということです。一斉メール配信以外も、ツールといたしましては、こちらの1のところにあります、区のホームページ、ツイッター、あるいはしんじゅく安心・安全ネット、気象情報メール、行政無線。こういったものを活用するということでございます。

次のペーパーに図が載っています。こちらにレベル1からレベル3までありまして、レベル2が予報、電力供給に対して需要が近づいていること。レベル3が、逼迫していると判断したときということで、レベル2で一斉メール配信システムで予報を通じて節電を呼びかける。当然、レベル3の際も、一斉メール配信システムを活用して呼びかけるというようなことで、ご覧のような既存のツールを使って活用を図っていくということです。

実施期間ですが、7月1日から9月30日までということで、先ほど申しましたレベル2・レベル3で送信する、それぞれの内容に応じた節電をお願いするというものでございます。

次に3点目ですが、学校イントラネットの節電対策ということで、これは教育支援課で考えられた節電対策です。

まず、校務用ネットワークについて、(ア)節電対策ということで、校務用パソコンの設定を変更して、5分以上待機状態になった場合は、ディスプレイの電源を自動的にオフにするということで、(イ)の節電効果につきましては、ノートパソコンはディスプレイのバックライトが一番電力を消費するということで、使っていない間のディスプレイの電源をオフにすることで、消費電力を抑えるということでございます。

(ウ)の期間、(エ)対象機器、(オ)期間後の運用、その他につきましては、ご覧のとおりです。

次に、今度は教育用ネットワークのほうです。(ア)の節電対策につきましては、教育用ネットワークの機器を夏休み期間中は原則停止するというので、この節電効果といたしましては、(イ)のところがございます、教育用ネットワークは通常24時間稼働していますが、機器を停止させることで消費電力を抑えることができるということで、こういった取り組みをするということです。

期間、対象機器、その他につきましては、表記のとおりです。

以上で説明を終わらせていただきます。

**○次長** 次に、第2回新宿区議会定例会における代表質問等の答弁要旨について、御報告をします。報告3の資料です。

今回の定例会の中の特徴的なやりとりといたしましては、やはり東日本大震災、それから

放射能問題の御質問が多かったと感じております。それから、もう一つは教育環境検討協議会、これについての御質問が多かったと思います。

まず、最初の自由民主党新宿区議会議員団のひやま議員からの質問ですけれども、震災当日の学校現場での対応、あるいは現場の状況把握をどうしたかというような御質問がございました。内容につきましては、以前に教育委員会で御報告をしているとおりでございます。

それから、3ページ目、同じく自由民主党の桑原議員ですけれども、防災対策の部分で、学校に子どもを迎えに行ったほうがいいかどうかという質問を近所の保護者からされた。ついでには、議員や地域の方に非常時の場合の連絡として、学校からそういう情報を提供してもらえないだろうかという質問でした。

これに対しては、メールの一斉送信システムというものに取り組んでおりますということでお答えをしています。現実問題として、学校現場ではやはり学校の中での対応に追われていて、地域の方や議員の方にそれをタイムリーに御提供することはなかなか難しいと考えております。

その中で、パソコンのメールアドレスというのは今まで使用されていませんけれども、今後の改善点として、携帯だけでなくパソコンのメールアドレスも登録できるようにしたりですとか、あるいは、どういうときに学校が保護者の方に子どもの引き取りをお願いするかと、そういう手続的なものについては地域のほうにも情報提供したいというようなお答えをしています。

4ページ目の公明党の中村議員の質問です。新たな教育環境の取り組みについてということで、学校選択制度そのものを教育委員会は現在どう評価しているのかという御質問でした。

これにつきましては、一定の評価ができる。ただし、一方でいろいろな、例えば学校間の児童・生徒数の差が広がった、あるいは登下校の安全策がとれないなどの指摘などもあり、課題もあるというように認識しているとお答えをしています。

それから(4)の、通学区域の検討には「地域」のとらえ方に関する保護者の意見が最も重要ではないか、教育委員会はどうか考えるかということですが、これはご指摘のとおりで、通学区域の考え方も人それぞれ、さまざまな考え方がございますので、協議会の中でそういうさまざまな御意見を受けとめながら考えていきたい、そのようにお答えをしています。

6ページ目の日本共産党の沢田議員の質問です。これは放射能問題ですけれども、1番の(1)、学校の校庭やプールに堆積した放射線の調査・分析をすべきではないかという御質

間でした。

これにつきまして、まず区長が答えておりますが、このときに東京都が放射能対策ということで、114億円の補正予算を計上するというような発表が、ちょうどこの本会議の1日目のときにあったというような微妙な時期でございました。それで、これまでは区独自の調査・分析は考えていないということです。ずっと申し上げてきたところでございますけれども、2日目の本会議のとき、できるだけ対応していくというような形で若干答弁のスタンスが変わっているところでございます。

そういう意味では、6ページの一番下にございますけれども、現在のところ区独自の調査・分析は考えていない。なお、校庭については、区長部局と協議をしながら、今後の状況に応じて検討していくという教育長の答弁もしてございます。

それから、沢田議員から同時に、給食の食材の産地公表、それをさらに、水道水に関する情報だけでなく、農産物や海産物の放射線情報も、ホームページからアクセスできるように改善すべきではないかという御質問がございました。

これにつきまして、給食サンプルを展示する際に、産地の表示も行うように指導していくということで、現在、既にそれを実施しているところです。

それから、教育環境検討協議会と学校統廃合計画の中止に伴う対応についてということで、共産党から申入書というものが出されていましたが、その申入書を教育委員会でどのように検討し、それをどのように反映させるのかというような御質問がございました。

これにつきましては、この協議会の構成を決める上で委員会の中で意見を交換した上で、もう既に決定しているものである。教育委員に申入書に関する情報提供は行ったが、特に御意見はいただいていないとお答えをしております。

それから3番目に、外国にルーツを持つ子どもへの支援についてということで、中学校に日本語学級をつくるべきではないかという陳情が来ていました。それに絡む御質問です。昨年度にこの動きがあまりましたけれども、昨年の第4回定例会の中でこれに関する質問があり、その後どのような検討・協議をしてきたのかということです。

これにつきましては、教育委員会として、「日本語サポート教室」を試行的に開設しています。その中で、さまざまな成果や課題についての整理を行ってきたというようにお答えをしています。

なお、東京都とも、この辺りについて情報の取得に努力をしてきましたが、その中で日本語学級を設置するというのと、現在、実際に行っております日本語指導の加配教員、これ

が併用できない。日本語学級を設置するときには、日本語指導の加配教員が引き揚げられてしまうことがわかったということをお答えしております。

それから、区立中学校に日本語学級を設置する際の課題は何かということで、今申し上げたことも一つの課題ですけれども、中学生ともなりますと、子ども自身が学級から離れて指導を受けることへ不安を感じてしまう、あるいは、友人関係の中から別室指導を受けたがらないという課題もあります、というようにお答えをしているところです。

また、加配教員という形になりますと、取り出し指導ということと同時に、チームティーチングというような形での活動もできるわけですけれども、日本語学級となりますと、取り出し指導のみということになりますので、そこの辺りの人の活用の仕方にやはり制約があるという課題認識を申し上げます。

7ページの下(3)に戻りますと、区立中学校へ来年度日本語学級を設置すべきではないかというような御質問でございました。

これにつきましては、地域文化部が外国にルーツを持つ子どもの実態調査というものを、今年度行うことになっておりますので、その結果を見ながら、またこの陳情者ともいろいろお話をしながら、何が子どもたちのために一番いいかというスタンスの中で対応を判断してまいると、そのようにお答えをしています。

次の9ページの部分では、民主・無所属クラブの平間議員から、給食サンプルを展示する際に産地の表示も行ってほしいというような御質問でした。

それから、11ページにまいりまして、社会新宿区議会議員団の山田議員でございます。ここでは、学校選択制についての御質問がございました。学校選択制度につきましては、学校の序列や選別を助長してしまう。その結果、子どもたちの学び合いを保障する「社会権」を侵しかねないというような御見解を出しながら、(1)番ですけれども、選択制の拡大は、徐々に地域コミュニティの環境を希薄にしてしまうのではないかというような御質問です。

これに対しては、学校選択制度が地域のつながりが薄れている主な原因であると考えていない。いろいろな、さまざまな原因の中で、その地域関係の希薄化というのは進んでいるだろうというように申し上げました。

それから、(2)学校の特色、あるいは学校情報の発信ということは、必ずしも選択制を導入しなくてもできるのではないかというような御指摘でした。

これにつきましては、確かにそういう部分もありますが、この選択制度の導入によって学校の特色を打ち出すこと、あるいは、学校情報の発信というものが促進されたことは間違い

ない。そういう意味での成果はあると考えているというようにお答えをしています。

次に、12ページ、区民主権の会の根本議員です。これは、被災者のお子さんたちのお話です。夏休み期間中に、女神湖などの区の校外施設を被災地の子どもたちに開放してあげられないか、ということですが、これに対しましては、既に使用計画が定まっている、あるいは一般区民への募集が始まっているということもありますので、その中でもし使用可能な部分については御協力をしたというようにお答えをしています。

次、13ページの花マルクラブのなす議員です。牛込A地区の学校統廃合問題と区政方針の柔軟な対応についてということで、統合しないこととなったということに対しては、評価の声もあるという御指摘をされながら、統廃合に関しては、限られた財源を有効に使うという側面もある。こういう側面からどのように考えているかということでございます。

これについて教育委員会としては、そういう側面があることは認識しているけれども、今回取りやめたのはそういうことではなくて、あくまでもお子さんの数が増えてきた、あるいは、35人学級の導入という中で統合することが適切でないと考えたというようにお答えをしています。

(3)で、統合等検討協議会で、そもそも統廃合の必要性の有無そのものをこの中で協議することはおかしいのではないか、あくまでも統合するということを決めてからやるべきではないかというような御指摘でございます。

これにつきましては、実際、今回のケースは非常にこれまでとは違ったケースですが、いずれにしても、その検討協議会の中で情報を共有して、建設的な議論を積み重ねてこのような結果に至ることができた。そういう意味では、大いに意義があったのではないかと。ただ、御指摘のように、この統合の必要性の有無そのものを協議・議決することについても、やはり幾つかの課題があったという認識はしているという内容でお答えをしております。それも含めて、今後、教育環境検討協議会の中でお話し合いをしていくとお答えをしています。

以上でございます。

○教育支援課長 それでは、報告4 新宿区立女神湖高原学園指定管理者の平成22年度管理運営業務に係る事業評価報告書について、御説明をいたします。

まずこの事業評価の目的についてですが、他の指定管理施設と同様に、評価結果を今後の管理運営業務に反映させて、利用者へのよりよいサービスの提供に寄与できるように、施設の設置目的に沿った円滑な運営が行われているかなどを検証するものです。

次に、2 ページの評価の対象についてです。施設概要といたしましては、こちらに記載のとおりとなりますが、簡単に御説明いたしますと、女神湖高原学園は立科町から借り受けた土地に学校棟や区民棟など、5 棟からなる延床面積約8,000平米の建物を、平成4年12月から2年7カ月の工期をかけまして新築したものです。

収容定員といたしましては、学校棟で196人、区民棟40人の計236人となっており、校外教育活動施設といたしまして、小学校5、6年生の夏季施設や、中学校1、2年生の移動教室などに利用しているものです。

指定管理者といたしましては、平成20年4月から現在の株式会社フジランドが受託をしておりまして、評価期間の昨年度が指定期間の3年目となります。

4 ページをご覧ください。事業評価の概要についてです。評価に当たりましては、指定管理者評価委員会を設置いたしまして、施設管理に関する事、学校利用者の利用に関する事、一般利用者の利用に関する事、収支状況に関する事、従業員に関する事の5項目について、指定管理者が提出する事業報告書や自己評価表、さらには学校利用者アンケートの結果や指定管理者に対するヒアリング等に基づき実施をしております。

評価の基準といたしましては、大変すぐれている場合A、適正に行われている場合B、最低限必要なことは行われている場合C、改善を要する場合はDであらわしております。

評価結果につきましては5 ページに記載のとおりですが、今回、すべての項目に関して適正に行われていると評価されており、総合評価も同様となっております。

評価結果の具体的な内容は、6 ページから8 ページに記載がありますが、9 ページの集計表の中で、先ほどの評価基準でCまたはD等の評価が多くあった項目につきまして、簡単に御説明をしたいと思います。

まず、学校利用者の利用に関する事の中の食事の提供についてです。昨年度は小学校の夏季施設におきまして、アレルギー児への対応で、大事には至らなかったものの3件の事故がありました。そのため、この項目に関しては厳しい評価となったものでございます。

次に、一般利用者の利用に関する事の中の利用者の拡大についてですが、昨年度は外壁改修工事に伴い、10月の中旬から11月末まで区民棟を閉鎖したことや、東日本大震災の影響により、震災後、当該施設が避難所に位置づけられたことから、震災後、3月中を休館にしたことなどによって大幅な利用者数の減少となりましたが、そのことを考慮いたしましても、前年度と同程度の利用予想だったことから、利用者拡大に向けた取り組みにつきましては評価が余り高くなかったものです。

また、「自主事業」に関しましては、不採算となる観光バスツアーを精査した結果、黒字収支となりましたが、ツアー内容の見直しなど魅力ある企画づくりにまだ改善の余地があるとの評価が反映したものです。

10ページをご覧ください。先ほども申し上げましたが、各項目の評価を総合した結果、総合評価も適正に行われて、Bとなったものです。高く評価できる点といたしましては、当該指定管理者にかわって、初めて収支状況が黒字になった点は高く評価できます。また、体験学習プログラムの提案や、悪天候時の迅速なプログラム変更といった協力体制が確立されていることも評価されております。

改善が必要な点につきましては、昨年度は収支状況が黒字に転じたものの、5年間の指定期間中での収支バランスがとれるように、引き続き自主事業も含めた利用者収入の増、あるいは経費削減への取り組みが望まれます。また、食事の提供に関しましては、細心の注意を払い安心して食事のできる環境づくりに、アレルギーのチェック体制や献立の工夫などについてさらに検討を重ねていく必要があります。

区として協議すべき点ですが、女神湖高原学園は開設から15年が経過し、施設・設備の老朽化から修繕の必要性も高くなっています。原則として130万円以下の小破修繕に関しましては、指定管理者が実施することになっていますが、そのことが経営に大きく影響することや、大もとの施設の維持管理の責任は区にあることから、22年度は区と指定管理者が協議をし、必要と認められる修繕については130万円以下であっても区が実施をしてまいりました。今後も引き続き指定管理者と連携して、計画的な修繕に努めてまいりたいと考えております。報告は以上です。

○副参事（学校適正配置等担当） それでは、昨日、第1回の教育環境検討協議会が開催をされましたので、御報告を申し上げます。

もとより第1回目ということですので、昨日においては会の運営方法ですとか、あるいは、協議会としてこれから検討していく内容等々についての共通理解を図りつつ質疑をするというようなことで、実質的な審議は次回以降ということになりますが、その中でも決定事項がございましたので御報告を申し上げます。

まず、出席者ですが、協議会は12名ですが11名の方の御出席をいただきました。傍聴者の方は3名です。

内容ですが、まず、5の（3）、会長及び副会長の選出についてということで、1枚おめくりいただきますと委員の名簿があります。会長には葉養正明様、国立教育政策研究所、教

育政策・評価研究部長でございます。副会長に、菅野静二委員ということで、早稲田大学の大学院教職研究科の教授。このような形で、会長、副会長が決まったものです。

続きまして、(4)ということで諮問をさせていただきました。

次に、(5)議事ということで、議事の公開方法についてですが、議事の要旨についてはホームページに掲載をし、オープンにしていくということで御了承いただいたところです。

続きまして、区民意識調査の実施についてということで、こちらは学校選択制の意識調査、いわゆるアンケートを昨年度実施いたしました。その中で、当然、学校選択制に関する設問のほかに、一部ですが通学区域に関するアンケート項目もありました。ただし、学校の適正な規模、例えば何クラスがいいと思うかなど、そういったような設問というのはなかったわけです。

そういった意味で、今回の協議会の検討の一つの資料とするために、区民意識調査を活用しアンケートをしたらどうかというようなことを提案をさせていただきました。具体的には次回の協議会で案文をお示しをし、それで御了解がいただければ、そういったアンケートをやっていこうということの方向性が決まったということです。

最後になりますが、次回の協議会の日程についてということで、7月26日の10時から開催をいたします。当面、6月30日、昨日やりまして、あと7、8と3カ月間連続して審議をし、その中で次回につきましては主に選択制の基本的な仕組みを、共通理解を図りながらさまざまな意見交換をしていこうということで、そういった方向性が決まったものです。

次に、4ページにつきましては、5月6日の教育委員会で議決をいただきました教育環境検討協議会の設置についてということで、趣旨がA4、1枚程度でまとめられていたわけですが、それを図式化したものというようなことで、こちらを主に中心にして昨日は検討範囲等について御説明申し上げました。

最後になります、5ページをご覧ください。こちらが、転用可能教室調査ということで、具体的に、まず左下の計の欄をご覧くださいますと、初めに普通教室の欄ですが、277となっています。これは小学校ですが、今の学級数が小学校は277。当然これとイコール、今使っている普通教室ということです。その次の67、これが比較的無理なく転用しようと思えばすんなりとできるもの、バリアが少ないもの。これが67ということです。

次にやむを得ない場合に転用可能ということで、ここはさまざま学校運営上をはじめとして、課題があるというのが前提ではありますが、本当にやむを得ないという場合には、32教室提供が可能であるというのが、現段階における転用教室の調査ということでございます。

なお、昨日の協議会では、この件について特に議論はございませんでしたが、今後議論をしていただくための糧という意味で、資料提供をさせていただいた次第です。

以上でございます。

○松尾委員長 説明が終わりました。

報告1について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

○羽原委員 プールについて伺いたいのですが、これは第1回目が昨日あって、全校ですか。

○学校運営課長 全校でございます。ただし、屋内プールは除くということで、花園小学校と養護学校は屋内プールですので、それは除くということです。

○羽原委員 1日で小・中学校全部できたということですか。

○学校運営課長 これはプールの水を採取するだけです。委託業者が、4つの班に分かれて、1班当たり4名でしたけれども、4つの班に分かれましたので、1日で採取はできました。実際の測定は期間がかかりますので、来週ぐらいに大体の結果が出てくる。そのような予定になっております。

○羽原委員 わかりました。

○松尾委員長 ほかに御意見、御質問はございますか。

○熊谷委員 細かくて申しわけないのですが、給食用食材料の産地公表についてと書いてあります。これで公表対象食品とあって、野菜、くだもの、肉、魚、牛乳、これはよくわかるのですが、その次の「その他把握できるもの」というのは、把握できないものがあるということですか。この把握できないものとは、どのようなものですか。むしろ、把握できないものがあるとすると、そのほうが何となく、もし私が保護者だとしたら心配になります。この把握できないものというのは実際にあるのですか。

○学校運営課長 把握できるものとして、ここには表記していませんでしたが、お米等は把握できます。その他、把握できないものとしては、いわゆる主要食品ではなくて、具体的には、調味料や香辛料など、その辺のことを基本的には指していると理解しております。

○羽原委員 産地の公表は、うまく公表しないと、例えば福島のは、というような印象とつかとられ方をすると、何で福島食材を使うんだという保護者も出てきかねないので、これは、要するに放射線関係はクリアされているというような意味合いをつけておかないと、問題があるかなという印象です。

○学校運営課長 そのことに関しましては、基本的な考え方がございます。これは、今回の区議会の定例会でも質問がありましたので、答弁をしているのですが、まず基本的に出回って

いるものは安全だということを申し上げています。

それを細かく申し上げますと、今回の事故を受けて、原子力安全委員会が食品の暫定規制値を示し、それに対して食品安全委員会もこれは安全である、市場に出回っている野菜、魚介類等の安全性が十分に確保されるようになってきているとの見解を出している。その中で、国は暫定規制値を超えた食べ物については出荷停止、あるいは摂取制限要請などの指示を出している。このようなことから、流通している食材料については安全であると区は考えているということが基本にあります。基本的に給食に関しても保護者等には示しております。学校も、その辺はきちんと説明をしているということです。

その中で、実際の産地公表と言いますと、もちろん出回っているもので、基本的にはどこの県だということを表示をしています。具体的には、給食サンプルの展示の場所で、それぞれの食べ物についてどこの場所というのを、毎日それぞれ食材ごとに県単位ぐらいで表示して、これは安全であるということ为前提にしながら、示しているという形になっております。誤解のないように、丹念に各学校で説明しているということでございます。

○松尾委員長 ほかに御意見、御質問ありますでしょうか。

確認ですけれども、プールの水の測定と、砂場の砂の測定については、これは放射性物質の種類別に、例えば立方メートル当たり何ベクレルというような調査がなされるということによろしいのですか。

○学校運営課長 そのとおりでございます。ヨウ素とかセシウムとか、それぞれ別にキログラム当たりのベクレルがはかれると、そういう予定です。

○松尾委員長 わかりました。

ほかに御意見、御質問ございますか。

特にないようでしたら、次に報告2について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

○羽原委員 夏休み中の先生の登校というか勤務は、なるべく出なくてもいいとき、ノルマ的に出てこないようにという指示は難しいけれども、考え方としては、不要な出勤はしないというようにしていただきたい。

○教育指導課長 来なくていいというようには、いかないですけれども、当然、日ごろなかなか休暇を取れないということもありまして、教員は夏休みとかそういった長期休業中に年次休暇を取ってリフレッシュをすとか、そういったことにも使っております。

ただ、最近は夏休みもさまざまな取り組みが各学校で行われていまして、限られた日数ではありますけれども、日ごろ子どもたちがいて、勤務時間を終了しても、長くさまざまな業

務を行わなければいけないことについては、夏休みについてはそういったことはしないよう、つまり、基本的にはノー残業デーというように設定をして、一定時間の勤務で済ませるように管理職は助言しているところです。

○熊谷委員　ここ二、三日ものすごく暑かったですよね。きのうも、おとといも、ある役所とか、国の委員会に出ていたら、明らかに設定温度が28度以上とか、これで、少なくともその場にいた全員大人ですけど、半数ぐらいの人が少し気持ち悪くなったんです。大人はいいけれど子どもたちに、一方的に形式的に28度というような数値で、教室とかそういうところの温度を管理するというのは、私自身は余り賛成しない。ですから、外気温がものすごく高かったりいろいろな条件があって、それから中にいる人数とか活動状況とかでもものすごく、子どもたちは気づきませんが、熱中症とかそういう弊害が起きることは、私、十分考えられると思います。

昨日も、我々が余り暑いので、それで全員扇子を持ったりしていたら、扇子であおぐと、みんな熱い湯をかきまぜるようなことになって、本当に気持ち悪い。それで、担当の人に何とかしてくれと言ったら、その人はきちんと28度を厳守して下げてくれないんです。

そういうことというのは、意外と現場に柔軟に対応できない。それで、調整する本人は現場にはいないわけです。そのときに、これは子どもたちの教室がこのようなことになったら本当に悲惨だなと思っておりまして、現場での教員の実際のそこの状況に合わせた、いわゆる柔軟な対応をぜひお願いをするとか、それは私たち教育委員会がある程度何かあった場合には責任を持つから、十分に子どもたちの健康とかそれを考えて実施するようにとか、そういうことを、当然わかっておられると思いますけど、言ったほうが、特に若い先生とか、あるいは若いしっかりした事務の関係の職員の方などは、このようなことをきちんと守りますから、私は意外と起こり得るのではないかと思います。

ですから、この節電というのは全部15%、節電できる部分とか対応できるところはいいですけれども、子どもたちの場合は、非常にデリケートですから、ぜひその辺を注意を喚起していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○教育調整課長　今、委員から指摘のありました点につきましては、対策本部の説明としても、これは事務職の仕事の範疇ですけれども、例えば窓口にお客さんが来ていて、書類の説明をしている。その書類に汗がたらたら落ちるようでは、それは言語道断だというようなことで、その辺は柔軟に対応するようという話はございます。

もちろん、これは学校現場でもそういったケース・バイ・ケースで、いろいろなケースが

あると思いますので、それは柔軟に対応するというようなことで、各学校には周知をする必要があるというように考えております。

○教育指導課長 委員がおっしゃることは、とても重要な視点だと思っております。

実は昨日も学校訪問がありまして、学校の授業の様子を拝見してきましたのですけれども、クラスによっては冷房をつけているところがあったり、それから風通しのいい教室、比較的日陰の教室については、窓をあけて風を通して授業をしているところがあったりと、そういったことがありました。今後も特に若い教員が一律にそういった指導にならないように、その辺のところも含んで指導してまいりたいと思います。特に熱中症ですとか、それから体育の後ですとか、さまざまな状況に応じて柔軟に対応するよとといった指導をしていきたいと思ひます。

○熊谷委員 特に今朝か、昨夜のテレビで、子どもたちが汗を発汗させるような鉢巻きみたいな水に垂らしてあるのを、鉢巻きしたり首に巻いたりして、それで教室にいるようなのをニュースで流しているんです。私は非常に不快に思ひました。子どもたちにそのような格好をさせて、それで28度というか、教室を暑くしておくというのは、本末転倒なようなところがあるので、今、社会的な風潮が余りにも、何でも節電、節電でやっているの、一番困っているのは、一つはそういう子どもたちで、もう一つは高齢者の方だと思ひますけれども、いずれにしても教育委員会としては、子どもたちの健康とかそういうことを第一に考えていくというよなことを、ぜひ現場の教員の方にも勇気を持って行動していただくよと、何かの形で伝えていただいたほうがいいと思ひます。

おそらく今のままでいくと、うがった見方ですけど、暑い教室、28度に設定しておいて、今、国全体がこういう状況なので、子どもたちも皆さんもこれを我慢しなければいけないというよな、こういう指導をしかねない。それは不適切だと思ひるので、むしろ子どもたちには、そういう異常な環境で勉強したりあるいは生活をしたりすることということがないようにすることが大切だというよなことで、いわゆる実質的な実をとって、余り形式を重んじることがないようにすることが子どもたちの将来の教育にとって非常に大事だと思ひます。

ですから、意外とそういう細かいことが、日常の物の見方とか考え方とか、子どもたちが育っていくときに非常に重要だと私は思ひます。多分、今年のこの夏の異常な暑さというのが、彼らが育って行って、将来そのときにどうだったかというのは、かなり大きな影響を与えるよな気がするもの、ぜひその辺を、もちろんおわかりになっていると思ひますけど、私はそこが非常に気になっておりましたので、一言申し上げました。

以上です。

○松尾委員長 ただいまの点についてですが、私はこの28度という設定温度の根拠がどこにあるのか存じませんが、私の印象ではオフィスでデスクワークをされている場合に、28度ぐらいが適切な温度なのではないかと感じております。要するに体も余り動かさない、机に座っている、そういう状態において適切な温度である。

一方、子どもはまず活発に、たとえ教室の中でも活発に動くことも、授業のやり方によっては動くようなこともありますし、そもそも大人に比べますと、子どもたちのほうが元気ですから、発熱量も多いのではないかと感じているところです。

そういう違いを考慮すると、私は28度が子どもたちの教室に適切な温度とは余り思えない。ですから、今、熊谷委員がおっしゃったように、状況を適切に把握して、適切な温度設定で行う。また、冷房機器の設定温度と、実際の温度というのには違いがあるかと思しますので、設定温度を28度というのにはこだわらずに、教室が適切な温度になるような形で運用をしていただくほうが望ましいと、私はそのように日ごろ考えております。

○羽原委員 昨日、西戸山小学校に教育指導課長と一緒に行って、僕は半そでで行きかかったのですが、体感を体験しなければと思って、長そでにして、ネクタイにして、上着を着て、しっかりした格好で行って、どうかなと思っていたら、やはり28度に設定している教室は結構涼しいなという感じで、子どもたちもそう辛そうにはしていなかったです。

授業の始まる前に、ベテランの先生は下敷きであおいでいいとおっしゃっていた。もう後はだめという指導をして、一息つかせて。それから、体育館がどうだろうかと思ったら、あけられるところは、全部あけていたので、そこは古い体育館というか講堂だから、4カ所ぐらいドアがあいていたから、まあ風は流れてくる。先ほどおっしゃったように、あけている部屋は、風通しのいいところはあけていたし、僕も教条的ではいけないと思っているのですが、昨日の限りでいくと、まあ何とか生活できるかなという印象を持ちました。

○熊谷委員 設定温度というのは、冷房のスイッチを28にしても、本当に部屋の中の暑いときに28度にしようとする、23とか4とか5ぐらいにしないと、28度にはならないんです。特に昼の日当たりのいい教室などは、窓側がとんでもなく暑くて、40度ぐらいになっている。ですから、それをこの28度でというようなことが、意外とあるのではないかと思います。

子どもたちは意外と正直だから、冷房の設定温度が28度だと思えば、実際は三十何度を28度だと思って過ごしてしまう。そういうところを、教員の方がうまく子どもたちの体温を考慮して、対処していただきたいということであって、28度が悪いと言っているわけではあり

ませんが、どうしても28度という数字がひとり歩きして、ここに冷房設定温度と書いてあるものですから、どこへ行っても28度になっているんです。

○教育調整課長 恐らくこれは労働環境の観点からで、ISOなども28度ということで、これはある意味、日本全国統一的に28度ということが言われていますので、それを何度にすればいいのかというのは、なかなか難しいところがあるかもしれません。

今いろいろ御意見いただきましたが、とりあえず28度ということは区全体で出ておりますので、あとは少なくとも先ほど教育指導課長が申し上げました、熱中症で倒れるようなお子さんが出るというのは、これは困った話でございますので、その辺は運用面で対応するというところでご理解いただきたいと思います。

○熊谷委員 よろしくお願いいたします。

○松尾委員長 ほかに御意見、御質問ありますでしょうか。

私から一つよろしいでしょうか。今回は特に予算措置を必要とするような対策というものはないように見られますけれども、例えば廊下の照明は、LEDに変えるとか、それから空調に関しましても、例えば窓にフィルムを張るとか、例えば建物自体の塗装を行うとか、それがどの程度効果のあるものか私にはよくわかりませんが、そういった対策の可能性もあるかと思うわけですが、そういった点については何か検討はなされていたのでしょうか。

○教育調整課長 基本的には、今回できるのは既存の施設、先ほどのメールの話もそうですが、既にあるシステムですとかそういった既存の施設を使って、創意工夫の中で何とか節電効果を上げようというようなことでございますので、とりわけ全施設LEDにするとか、予算的にそういった対策を打つということは恐らく考えていないと思います。

○松尾委員長 それは、それなりに効果のある対策方法があるのであれば、検討の上で実施できるものであれば、実施したほうがよいのではないかと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○教育調整課長 予算につきましても補正予算ですとか、その時期の問題もございまして、あくまでこれは緊急対応的に7月から実施しなければいけないという、そういった時間的なところもございまして、とりあえず既存施設の中で創意工夫というような話です。

長期的な話としては、そういったところがまたある場面では議論される可能性があると思いますが、この夏の対策につきましても、こういう形でやらせていただくということでございます。

○松尾委員長 ほかに御意見、御質問はございますか。

なければ、次に報告3について御意見、御質問のある方はどうぞ。

○白井委員 私から、2つほど質問をしたいと思います。

まず1点目が、防災対策についての連絡方法について質問が出ている内容ですけれども、この中で一斉メール配信とか、ホームページ云々とあるのですが、前の防災に関してのときに質問したのですけれども、いわゆる下校の放送や、それから区で行っているようなものがあると思いますが、それを使ったほうが一番手っ取り早いと思うのですが、そういう点が回答に触れてないようなものですから、そこは使わないということなのでしょうか。

○教育調整課長 以前、白井委員から御質問がございました。恐らく拡声子局で全校に流れるというシステムです。今回の帰宅困難者対策の際も、そういったものを使ったらいいのではないかというような声がございました。しかし、実際的にはこれは使われていないというような話です。

こういった情報を拡声子局で流すかどうかというのは、やはり教育委員会だけの判断ではできない部分もございますので、その辺はどういった形でそういった拡声子局を使って情報を提供するかというのは、今、危機管理課が検討していますので、そこへ意見として申し上げていくようになります。

○白井委員 前のときは、区の部分の放送網の話でしたが、学校ごとの下校の知らせのようなことは地域に行っていないのでしょうか。

○教育調整課長 学校でやっている範疇としては、校内放送ですから、会議などについてであって、外に向けて発信ということはしていないと思います。

○白井委員 2点目は、給食費についてですけれども、未納が0.09という結果はかなり優秀な成績だと思いますけれども、これは多分教師が集めているというのが実態だと思います。

それで去年だったと思いますが、教師の事務負担を軽減するという取り組みをした中で、給食費の負担なども出ていたと思いますが、給食費を含めて、去年取り組んだ教師の事務負担を軽減するというのは、今どの方向でどういう段階にあるのでしょうか。

○石崎教育長 一つは、子ども手当が入ってきて、2年目の増額の際には、かねてからの自治体の要望で、給食費等を天引きできるという可能性がありましたので、検討していました。

しかし、その後震災も起き、財源確保ということで、子ども手当がどうなるのか不透明であるということもありますので、中断しているような状況にあります。

○白井委員 給食費はそういう部分ということで、もう一つ事務負担全般に関しては、どの辺

の取り組み段階にいつているのでしょうか。

○**教育調整課長** 事務負担についての人員の部分で言いますと、今、非常勤職員として学校に6人、別枠で配置しております。そういった方々に、給食費の対応などもお願いしているということで、その部分についてはかなり学校側の評価も高いですし好評ですので、そういった試行も踏まえて、今後は検討していきたいと思っております。

○**石崎教育長** さらに調査や通知なども、いろいろなところから来るという指摘も、かねてからあります。今回の3月11日の日も、当然いろいろなことがあったのですが、できるだけ教育委員会から発するものについては、各課がそれぞれ出さないように次長名でまとめて出すとか、できるだけ今まで学校から多忙感の原因になっていると指摘があったものについては、対応しています。また外部から配布物の依頼がありますが、そのようなものも、配布数は依頼者側でクラスごとに仕分けをしてもらうとか、やれるものは即やっておりますし、具体的に一つ一つ解決していかなければいけない。

さらに、東京都でも副校長の業務が非常に多忙で、なかなか受験者も増えない、というような部分で認識はしていて、校務改善の検討などもしている。ただし、そこがどのように実現していくのかということは、やはり区側としても関心を持って対応していく必要があると思っております。

○**白井委員** やはり、せっかく教師の多忙感をなくして、子どもの教育に専念できる環境をつくるということで、いろいろなアンケートとかも、かなり労力をかけてやったと思うので、その後、どのようにそれが少しでも改善できているというようなところが見えるような報告というのを、今後、毎年1回とか、見えるような形で報告していただけたらと思います。これは要望です。

○**菊池委員** ここで言っているのかわからないのですが、給食費の問題ですけれども、おととい学校訪問に行ってまいりましたら、給食費の未納の話が出たときに、校長先生が立てかえていたと言っておられたんです。立てかえて、幸い返ってきましたけどと言っておられたのですが、実際にそういうようなことも校長先生はされているのでしょうか。ちょっとびっくりしました。

○**学校運営課長** 給食費の滞納に関しましては、先ほどもありましたように新宿区は0.09%と低いということで、金額50万ぐらいでした。23区など、ほかの自治体に比べれば低いということはありますが、ただしこのように存在はするわけです。給食費は、まず基本的なこととして、私費の会計ということで、公費ではないという関係であります。それで、学校で徴収

して、校長先生が口座等に入れるというような形になっているわけですが、そういう中で実際に支払えない場合、若干、現実問題として、そういうような校長先生の立てかえとかというケースがあるというのは聞いてはおります。

その後、それぞれの学校での努力によって、かなりその辺は軽減されて、新宿区の場合は非常に滞納が少ないということになっているのは、それぞれ学校で努力して、それを解消していると、そういうような状況があると考えております。

○松尾委員長 よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問ございますか。

ないようでしたら、次に報告4について御意見、御質問のある方はどうぞ。

○白井委員 女神湖学園の評価の6ページの施設管理に関することの中で、水道の使用量が21年度比で15%削減とありますが、漏水が問題となったのは21年度ではなかったのでしょうか。

そうすると、この15%という数字の中には、漏水で本来使っていない部分のところを除いた上での部分で、通常の経営している中で使った水道量自体が15%削減という、実質的な意味なのかどうかをまずお聞きします。

○教育支援課長 水道の使用量、量で申し上げますと、漏水があった21年度が2万3,399立米、昨年度が1万9,864立米ということで、この差の割合が約15%ということです。

それで、量的に申し上げますと、その前の年、平成20年度、つまり通常期でございますが、その年が1万9,879立米ということで、おおむねその年と同じ、若干ほんのわずかですが下回ったというような状況でこの評価をしているところでございます。

○白井委員 そうすると、15%というのは漏水の水道使用量の分の数字ではないのでしょうか。どちらかという、平成20年度と同じぐらいということなので、そんなに削減したと評価されるほどの数字ではないのではないのでしょうか。ちょっと疑問です。

○教育支援課長 ちなみに、平成20年度の例えば一般利用者の利用状況で申し上げますと、年間で3,800人。それが、昨年度は5,230人ということで、利用者が増えているにもかかわらず、使用する量はそれほど増えていなかったということで、削減の効果はあったんだろうというように見ているものでございます。

○白井委員 そのように書いていただけるのであればいいのですが、一応使用量ということでの記述であるものですから。

○教育支援課長 わかりました。誤解のないような表現にいたします。

○羽原委員 夏季施設は、女神湖は今年または来年から、5年生だけになるのですか。

○教育支援課長 特に5年生だけということではございません。

○羽原委員 非常に評判よくて、なるべく連れて行きたい。しかし、大規模校の場合、5年生と6年生一緒の扱いになると、数が多くて、それから動員される先生方が半数以上も行かなければいけない。非常に大変で、できれば5年生と6年生と大規模校の場合は分けてもらえればというようなことを校長先生から聞いたことがあって、そうしたら5年生だけになるという話もしていたものですから。

○教育支援課長 正式に5年生だけがということでは、現時点ではございません。

ただし、正式ではないのですが、小学校長会の中で、今委員がお話しになりましたような状況で、5年生だけではどうなのだろうかというような検討をされているやには聞いておりますが、まだ校長会から正式な形で申し入れであるとか、あるいは協議であるとか、そういったことはなされておられませんので、現時点ではそういう正式なコメントということでは申し上げられない状況でございます。

○石崎教育長 少し補足をすれば、現在の状況はそうだろうと思いますが、移動教室で6年生が女神湖を使う。あと中学校でも使います。ですから、小学校、中学校で何回か使うわけです。

一方で、夏季施設は希望制で、女神湖のほかに今、千代田湖なども使っているわけですが、千代田湖のキャンプ場については、設備も老朽化していたりすることがありますので、近い将来どうなっていくのか、どうするのかという部分と、それから今、羽原委員からありましたように大規模校が入ったときに、女神湖におさまり切るのかというようなものもありますので、そういう意味でどうしていくのかという話は、個々にあるということです。

ですから、見直しをしなければならぬ具体的な時期が来れば、やはり一定の対応を決めざるを得ないと思います。ただ、今年については、従来どおりの形だということです。

○松尾委員長 ほかに御意見、御質問ありますでしょうか。

特にないようでしたら、次に報告5について御意見、御質問のある方はどうぞ。

これにつきましては、真摯で活発な議論がこれから行われていくことを、大いに期待したいと思います。

---

#### ◆ 報告6 その他

○松尾委員長 特に御質問がなければ、次に、本日の日程で報告6、その他となっておりますが、事務局から報告事項はございますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

○松尾委員長 報告事項は以上で終了いたします。

---

◎ 閉 会

○松尾委員長 以上で本日の教育委員会は閉会といたします。お疲れさまでした。

---

午後 3時28分閉会